



庄原市奨学金

平成24年度 奨学生募集

教育総務課総務係

☎0824-73-1182

市は、高校・大学・専門学校などに在学、進学する生徒や学生を対象に、奨学金(貸付支給)制度を設けています。平成24年度の奨学生を次のとおり募集します。

① 庄原市奨学金貸付制度

■主な資格要件

- ① 父母(父母がいない場合は、父母に代わって家計を支えている方)などの住所が、1年以上市内にあること。
- ② 高等学校などに在学していること。
- ③ 学習に意欲を持つと認められること。
- ④ 経済的理由で修学が困難であると認められること。
- ⑤ 国、地方公共団体その他これに類する団体が持っている奨学金を受けていないこと。
- ⑥ 父母などが市税を完納していること。

② 庄原市奨学金支給制度

高等学校および高等専門学校については、生活保護法による要保護者などを対象とした奨学金支給制度があります。詳しくはお問い合わせください。

③ 西城紫水高校奨学金貸付制度

広島県立西城紫水高等学校および同校卒業者を対象とした奨学金貸付制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■提出書類

- ① 庄原市奨学金貸付申請書
- ② 父母などの住民票の写し
- ③ 父母などの直近の市・県民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書)
- ④ 入学を証明する書類または在学証明書(原本)
- ⑤ 誓約書
- ⑥ そのほか教育委員会が必要と認める書類

※申請書類は、教育総務課または各支所教育室に用意しています。

※一定期間以上市内に継続して居住すると、奨学金返還金の一部を免除される返還免除制度があります。

医療従事者育成奨学金

市の地域医療を担う学生を支援します 平成24年度奨学生募集

保健医療課医療予防係 ☎0824-73-1155

市は、市民のみなさんの健康を守り、生活の安心を支える地域医療を守っていくため、将来市内の医療機関などに医師、看護師、准看護師として勤務しようとする方に対し、修学などに必要な資金を貸し付けます。平成24年度の奨学生を次のとおり募集します。

1 貸付対象者

将来、医療従事者として実際に市内の医療機関などで従事する意思がある方で、次のいずれかに該当する方。ただし、市が設けるほかの奨学金制度を現に受けていないこと。

- ① 大学で医学を履修する課程に在学する方
- ② 病院で、研修医として実地で医療を研修している方
- ③ 養成施設(※2)で、看護師または准看護師として履修する課程に在学する方(平成24年度は、助産師の募集は行いません)

※1 医療機関などとは、市内の病院、診療所、学校、保育所、幼稚園および介護保険サービス事業所をいう。

※2 養成施設とは、保健師助産師看護師法に規定する文部科学大臣、

(単位:円)

■庄原市奨学金貸付月額(無利子)

区分	高等学校・専修学校(高等課程)		大 学		短期大学・専修学校(専門課程)		高等専門学校・各種学校など	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
自宅通学	18,000	20,000	30,000	41,000	30,000	40,000	20,000	30,000
自宅外通学	23,000	25,000	35,000	48,000	35,000	45,000	25,000	35,000

■申請書受付期間

2月16日(木)～4月16日(月)
○西城紫水高校奨学金のみ
4月2日(月)～20日(金)

17時30分まで

※郵送の場合は申請受付期間内必着
■提出先
教育総務課総務係または各支所教育室

厚生労働大臣もしくは都道府県知事が指定した学校または養成所をいう。

2 貸付金額(月額)

医学生 研修医 20万円以内
看護学生など 10万円以内

3 入学支度金

医学生 100万円以内
看護学生など 50万円以内

4 貸付期間(上限期間)

医学生6年 研修医2年
看護学生など(看護師5年 准看護師2年)

5 募集定員

医学生 研修医 若干名
看護学生など 10人

6 応募方法

必要書類を保健医療課に提出してください。募集要項、申請書は本庁、各支所に備えています。また、市のホームページからダウンロードできます。

7 申請書受付期間

2月16日(木)～4月25日(水)
8時30分～17時30分(平日のみ)
※郵送の場合は4月25日(水)の消印まで有効

8 貸付者の決定

庄原市医療従事者育成奨学金貸付審査会で、提出された書類により一次選考します。一次選考の結果、定員を超える場合は抽選で市長が決定します(5月下旬ごろ)。

安心・安全な 毎日のために

庄原消防署
☎0824-72-9911
東城消防署
☎08477-2-4005

春の全国 火災予防運動

3月1日から3月7日までの7日間、全国一斉に春季火災予防運動が実施されます。



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災発生の防止と高齢者などを中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に、毎年この時期に実施しているものです。

住宅防火 命を守る

7つのポイント

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、地域の協力体制をつくる。



林野火災防止!

「春の火災予防運動」と併せて「全国山火事予防運動」が実施されます。山火事は、いったん発生するとその消火は容易ではなく、一瞬にして貴重な森林を焼失し、その回復には長い年月と多くの労力が必要になります。

●林野火災予防の注意点

ア 枯れ草などがあり火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと
イ たき火など火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
ウ 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
エ 火入れを行う際には、必ず許可を受けること
オ たばこは指定された場所で喫煙する。吸いながらは必ず消し、投げ捨てないこと
カ 火遊びはしないこと

